

IV 配付資料等

市民に開かれた議会を目指し

議 会 報 告 会 を開催します。

角田市議会では、市民の皆さまのご意見やご提言を直接お伺いし、議会審議への活用や議会運営の改善を図るため、下記の日程で議会報告会を開催します。

今回は今年度末の制定に向けて取り組んでいる『角田市議会基本条例』骨子（案）をお示しして皆さまのご意見を伺ったり、地域の現状や課題について意見交換も行います。皆さまのご参加をお待ちしています。

開催日時	会 場	対 象 地 区	担当班
11月22日(月) 午後7時から	枝野自治センター	枝野全地区	第2班
	藤尾自治センター	藤尾全地区	第3班
	東田町公民館	角田地区（新中島南、新中島北、中島下、西田町、東田町、横田町、高畑南）	第1班
11月24日(水) 午後7時から	東根自治センター	東根全地区	第3班
	桜自治センター	桜全地区	第1班
	新丁三区 区民会館	角田地区（新丁、新丁東、新丁西、寺前、老ヶ崎、豊室、古豊室）	第2班
11月25日(木) 午後7時から	北郷自治センター	北郷全地区	第1班
	西根自治センター	西根全地区	第2班
	市民センター第1会議室	角田地区（野田、西南町、東南町、立町、中島、北町、谷地町）	第3班
11月26日(金) 午後7時から	横倉自治センター	横倉全地区	第2班
	小田自治センター	小田全地区	第3班
	市民センター第1会議室	角田地区（東町、本町、東仲町、西仲町、天神町）	第1班

※対象地区を表示していますが、どちらの会場でも参加できます。ご都合のよい会場へおいでください。

★ 内 容 裏面をご覧ください。

★ 担当班 次の議員で構成します。

第1班

細 川 健 也
今 野 林 一 郎
星 守 夫
齋 藤 正 一 郎
本 田 敏 昭
日 下 七 郎

第2班

谷 津 睦 夫
八 島 定 雄
馬 場 道 晴
永 沼 正 一
相 澤 邦 戸
玉 手 安 博

第3班

佐 藤 正 友
渡 邊 誠
湯 村 勇
高 橋 力 雄
伊 藤 善 昭
小 島 正
柄 目 孝 治

◆ 議会報告会の開催内容 ◆

○ 概ね2時間以内を予定しています。

1. 開会あいさつ

2. 議会報告

① 議 会 報 告

- 議会の活動状況について
- 議会基本条例の制定に向けて
 - ・これまでの取組みについて
 - ・議会基本条例骨子（案）について

② 質疑応答・意見交換

報告した内容に対する質問をお受けします。
また、議会に対するご意見やご提言など
生の声をお聞かせください。

3. 地域の現状や課題等について

- 座談会方式による意見交換を行います。
皆様の自由な発言をお願いします。
- 地域の現状や課題等について
 - 市政に対するご意見・ご提言について

4. 閉会あいさつ

□ お問い合わせは、角田市議会（事務局 TEL 63-2124）へ

ただいま検討中

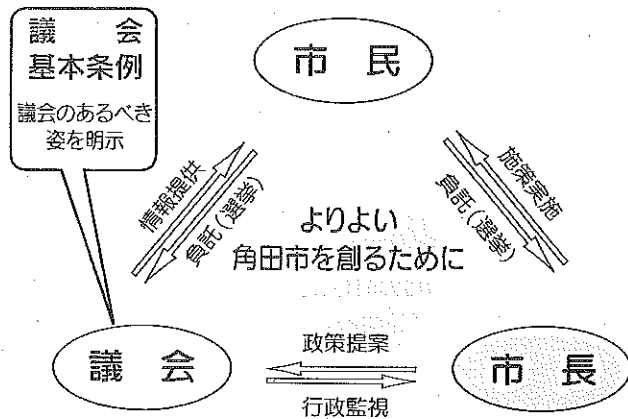
角田市議会基本条例

～みんなで作る角田市議会の基本ルール～

現在、角田市議会は、来年3月定例会を目標に、議会基本条例の制定に取り組んでいます。今月下旬に開催する議会報告会では、この条例骨子案を説明する予定で、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえた条例の制定を目指します。

議員と市長は、それぞれ市民が直接選挙により選ぶ「二元代表制」となっています。議会は、市長から提案されたいろいろな政策や、議員自ら提案する議案を民意が反映されるよう慎重に審議し、決定します。議決機関である議会と市政の執行機関である市長は、対等の立場で互いに尊重し、議論しながら、市民の代表として、より良い市政実現に努めています。

議会には、市政が適正に行われているかを監視したり、討議により最良の意思決定を導いて、より良い角田市を実現する役割を持っており、今後ますます重要になっていくと考えられます。議会が担うこれらの役割を果たすための基本的活動原則やあるべき姿を定めるのが議会基本条例です。これは、市民のニーズを把握して、それを的確に市政に反映させるため、議会はどのようにあるべきかを「市民と議会の関係」や「議会と市長の関係」の視点から具体化するものです。



▲市民・市長・議会の関係と議会基本条例

第4回議会報告会のお知らせ

施行までの流れ

議会改革の検討

条例案の検討

議会報告会の開催 (11/22～11/26)

条例骨子案を説明し、出席者を対象にアンケートを実施します。
(右表の会場で開催します。)

パブリック・コメントの実施

ご意見を募集します。事務局又は市のホームページで条例素案をご覧いただき、郵便・FAX・メールでご意見をお送りください。
(募集期間：12/1～1/15)
※詳しくは後日お知らせします。

議会基本条例上程 (予定：3月定例会)

条例施行

議会報告会の開催

議会基本条例の説明(来年4月頃)

開催日	会場	対象地区
11月22日 (月) 午後7時から	枝野自治センター	枝野地区
	藤尾自治センター	藤尾地区
	東田町公民館	角田地区(新中島南、新中島北、中島下、西田町、東田町、横田町、高畑南)
11月24日 (水) 午後7時から	東根自治センター	東根地区
	桜自治センター	桜地区
11月25日 (木) 午後7時から	新丁3区区民会館	角田地区(新丁、新丁東、新丁西、寺前、老ヶ崎、豊室、古豊室)
	北郷自治センター	北郷地区
11月25日 (木) 午後7時から	西根自治センター	西根地区
	市民センター 第1会議室	角田地区(野田、西南町、東南町、立町、中島、北町、谷地町)
11月26日 (金) 午後7時から	横倉自治センター	横倉地区
	小田自治センター	小田地区
	市民センター 第1会議室	角田地区(東町、本町、東仲町、西仲町、天神町)

角田市議会基本条例骨子

制定にあたって

(1) 背景

- ① 平成12年に地方分権一括法が制定され、「分権時代にふさわしい議会とは何か」をそれぞれの地方議会が追求する必要性に迫られています。
- ② 市民の思いと議員の活動とにギャップがあり、それが議会不信につながっていると言われています。このギャップを埋めようというのが条例づくりのねらいであり、市民の信頼を取り戻して議会の存在意義を理解してもらうために、「議会と議員の活動に関する基本的なルール」を体系的にまとめて条例という形で市民に宣言・約束をして、これに沿って議会運営をしていくことにしました。

(2) これまでの取組み

これらのことを重く受け止めた角田市議会では、市民に開かれた議会・市民の理解を得ることの重要性を痛感し、平成19年の改選を機に議会活性化や議会改革について検討を重ねてきました。平成21年からは、議会基本条例に先行して「議会報告会」実施し、今回で4回目となりました。

市民の皆様と十分な議論をして、魂の入った「議会基本条例」の制定を目指しています。

1 議会及び議員の活動原則

- (1) 議会の活動原則
- (2) 議員の活動原則
- (3) 会派

〈 議会と議員のあり方、あるべき姿について 〉

- 市議会が市民を代表する存在であることを自覚し、活動していきます。
- 議員としての活動姿勢や自覚について基本的な考え方を定めます。
- 会派の位置づけを明らかにします。

2 市民と議会の関係

- (1) 市民参加及び市民との連携
- (2) 市民からの政策提案
- (3) 議会報告会

〈 市民とともに考え、行動する議会であるために 〉

- 市民が市政に関心を持ちたくなるような議会からの情報発信について明記します。
- 議会に関するあらゆる会議を公開します。
- 学識者等専門的な知見者から意見を聞いたり、参考人、公聴会制度を有効に活用して議員同士の議論を深めます。
- 議会活動を報告したり、市民の意見を広く聴くために議会報告会を定期的開催します。

3 市長と議会の関係

- (1) 市長等と議会及び議員の関係
- (2) 議会審議における論点情報の形成
- (3) 予算及び決算における政策説明
- (4) 議決事項の追加

《 市長など執行機関に対する監視、評価する役割を果たすために 》

- 現在の議会運営では、一方的な質疑応答で、市長と議員の議論が不十分だと感じている人が少なくありません。また、論点がわかりにくいとの指摘もあります。論点・争点を明確にして市民に分かりやすい会議にします。
- これまでは、議員は質問する人、市長などの執行機関は答える人になっていましたが、議員に対して逆質問ができる（反問権）ようにします。こうすることで、質問や回答、意見がかみ合い活発な政策論議ができるようになります。
- 市政各分野の重要な計画の策定等については、議会としてもその計画決定に参画する機会を確保するために、議会の議決事項として追加します。

4 自由討議の保障

《 自由討議により合意形成し、議会の合議体としての役割を果たすために 》

- 議案審査等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めます。

5 委員会の活動

《 委員会が活動するにあたって 》

- 委員会として政策立案や政策提案を積極的に行います。そのためには研修や視察等の委員会活動を充実し、その成果を議会活動に反映させます。

6 政務調査費

《 政務調査費の公平性、透明性を確保するために 》

- 政務調査費の使途の透明性や公正性を確保することを義務付けます。政務調査費の詳細については「角田市議会政務調査費の交付に関する条例」で定めています。

7 議会及び議会事務局の体制整備

- (1) 議員研修の充実強化
- (2) 議会事務局の体制整備
- (3) 議会図書室の利用
- (4) 議会広報の充実

8 議員の政治倫理、身分及び待遇

- (1) 議員の政治倫理
- (2) 議員定数
- (3) 議員報酬

9 最高規範性で見直し手続

新ごみ処理施設の建設予定地について審議しました

ごみ処理等対策調査特別委員会 調査報告

本市のごみ処理に関する事務は、仙南の2市7町で共同処理しており、仙南地域広域行政事務組合が管理運営しています。ごみ処理施設の老朽化に伴う新ごみ処理施設の建設にあたり、市議会では議員全員で構成する「ごみ処理等対策調査特別委員会」（高橋力雄委員長、湯村勇副委員長）を設け調査しています。

新ごみ処理施設は、仙南広域の策定した「ごみ処理施設整備計画」に基づき建設されます。この計画は、構成市町の財政難や柴田郡3町合併問題等でこれまでに何度か変更を余儀なくされてきました。建設場所についても同様で、計画当初は毛萱字丸森地内としていましたが、仙南広域理事会、市町長会議等において、その見直しが求められ、本特別委員会でも場所選定の審議を行いました。その経過は表3のとおりです。

9月29日開催の本特別委員会では、各会派等の意見聴取後、市長提案の毛萱字西ノ入地内を建設場所とすることを全会一致で同意しました。この場所に同意する理由は、①幹線道路（仙南東部広域農道）に近いこと、②用地造成や搬入道



路建設による環境負荷が少なく、事業費から専用搬入路や上水道施設の整備費が軽減され、経費削減が図られること、
③将来的に市北西部地区が振興地域に成り得ることが挙げられました。また、二転三転し、最終的には今回の市長提案に至ったことについて、毛萱字丸森地区をはじめとする市民の皆様にご迷惑なご対応をするよう要望も出されました。今後、市長はこの案をもって仙南広域理事会に提案する予定です。

表3 新ごみ処理施設建設場所選定のこれまでの経過

月 日	角 田 市 議 会 の 動 き	仙南地域広域行政事務組合の主な動き
H14.2.8	角田市議会で意見書提出	◇ごみ処理施設整備計画の策定 ●施設名：(仮称)仙南クリーンセンター ●事業主体：仙南広域 ●場所：毛萱字丸森地内 ●処理区域：2市5町 ●能力：120トン ●平成17～18年度建設 ●平成19年度供用開始
H15.10.2	第1回特別委員会の設置	
11.14	第2回特別委員会 「ごみ処理施設整備計画の変更」について説明求めた。	[計画変更] ●処理区域：2市7町へ拡大 ●処理能力：200トンへ増大 ●建設年度：平成22～24年度に延伸 ●供用開始：平成25年度に延伸
H19.10.2	第1回特別委員会、改選後新たに設置。	
11.13	A案 毛萱字丸森地内 B案 現角田衛生センター敷地内 として、再検討することに…。	[計画変更]市町長会議で、建設年度を平成25～27年度に、供用開始を平成28年度に延伸を決定。
12.6		市町長会議で、建設予定地周辺整備事業費は低廉なことが望ましいとして、積算再検討を要請。
H20.2.12		市町長会議で、建設場所を再検討することになった。
4.10		両案のいずれにするか、議会の意見を踏まえ角田市の結論を出すよう角田市長に対し理事会在が要請。
5.8	第2回特別委員会 建設候補地の選択を協議したが、選定機種のパフォーマンスが確定しなければ場所の選定はできないとして、まとまらなかった。	
H21.12.2	第3回特別委員会 現地調査後、候補地の協議	
7.31～9.15		建設場所比較対照検討書による各地区説明会の開催(市内10会場)
H22.1.21	第4回特別委員会 「建設予定地選定までの今後の基本的な方針」、「地区説明会の結果」について説明を求めた。	
2.4		市町長会議で「建設場所選定作業状況」について協議
2.6		西根毛萱地区民説明会の開催
3.3	第5回特別委員会 「市町長会議における建設場所選定作業の状況」、「毛萱地区説明会の概要」について説明を求めた。	
5.21	第6回特別委員会 各会派及び無党派委員から建設場所候補地に関する意見聴取をしたが、意見の集約図れず。	
6.22	第7回特別委員会 枝野・藤尾両地区民の意向の総括について	
7.16	第8回特別委員会 市長からの毛萱丸森地内改善案の提案	
8.6	第9回特別委員会 現地調査後、市長提案の改善案の意見を聴取し、採決の結果、賛成少数で不同意とした。	
9.24	第10回特別委員会 市長が新たな建設場所「毛萱字西ノ入地内」を提案	
9.29	第11回特別委員会 「毛萱字西ノ入地内」案について全会一致で同意。	

【不同意の理由】
 ●幹線道路から離れており、搬入道路の整備に多額の費用がかかる。
 ●山を切り開くので自然災害や環境保護の面から心配。